

第 6 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 4 日 午後 6 時 0 0 分	
場 所	市役所 2 階 2 0 6 会 議 室	
出 席 者	委員長 川 鍋 信 夫	書記長 須 崎 満
	委 員 根 本 太 夫	書 記 山 崎 健 司
	同 山 下 秀 明	
	同 桑 原 顯 正	
記 録 者	書 記 山 崎 健 司	
1 あいさつ 川鍋委員長		
2 報告事項		
東京都知事選挙期日前・不在者投票状況について 別紙のとおり		
3 議 事		
付議案件 東京都知事選挙における開票立会人の決定について		
別紙決定（抽せん）録のとおり 4 名		
認定第 1 号 東京都知事選挙における投票管理者の変更の専決処分について		
4 その他		
(1) 次回委員会の開催日程について		
日 時：令和 6 年 7 月 7 日（日）午前 1 0 時 0 0 分		
会 場：市役所 6 階 選挙管理委員会事務室		
議 題：選挙人名簿登録者の抹消決定について		
(2) その他		

閉 会 日 時		令和 6 年 7 月 4 日 午後 6 時 2 8 分
---------	--	-----------------------------

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和 6 年 9 月 2 日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

委 員 根 本 太 夫

委 員 山 下 秀 明

委 員 桑 原 顯 正

第6回青梅市選挙管理委員会日程

令和6年7月4日
午後6時00分
市役所2階
206会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 東京都知事選挙期日前・不在者投票状況について
- 3 議 事 付議案件 東京都知事選挙における開票立会人の決定について
認定第1号 東京都知事選挙における投票管理者の変更の専決処分について
- 4 そ の 他 (1) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和6年7月7日（日）午前10時00分
会 場 市役所6階 選挙管理委員会事務室
議 題 選挙人名簿登録者の抹消決定について
(2) その他

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 期日前・不在者投票状況

今回(令和6年7月7日)										前回(令和2年7月5日)										対前回比
月 日	区分	市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計		月 日	市役所	河辺駅前	期日前合計	施設	郵便等	総 計	累 計			%
告示日	男			0			0	0		告示日			0			0	0			
6月20日	女			0			0	0		6月18日			0			0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0			
6月21日	男	202	0	202	0	0	202	202		6月19日	138		138			138	138			
(雨)	女	158	0	158	0	0	158	158		金	104		104			104	104			
	計	360	0	360	0	0	360	360		(雨)	242		242	0	0	242	242		148.76	
6月22日	男	290	0	290	0	2	292	494		6月20日	245		245		1	246	384			
(晴)	女	230	0	230	0	1	231	389		土	180		180		0	180	284			
	計	520	0	520	0	3	523	883		(晴)	425		425	0	1	426	668		132.19	
6月23日	男	233	0	233	0	3	236	730		6月21日	250		250		0	250	634			
(雨)	女	202	0	202	0	2	204	593		日	199		199		2	201	485			
	計	435	0	435	0	5	440	1,323		(曇)	449		449	0	2	451	1,119		118.23	
6月24日	男	305	0	305	4	2	311	1,041		6月22日	233		233	2	3	238	872			
(晴のち曇)	女	287	0	287	10	0	297	890		月	230		230	10	1	241	726			
	計	592	0	592	14	2	608	1,931		(雨)	463		463	12	4	479	1,598		120.84	
6月25日	男	321	0	321	5	2	328	1,369		6月23日	337		337	19	4	360	1,232			
(晴)	女	305	0	305	7	1	313	1,203		火	308		308	33	1	342	1,068			
	計	626	0	626	12	3	641	2,572		(曇のち晴)	645		645	52	5	702	2,300		111.83	
6月26日	男	313	0	313	24	2	339	1,708		6月24日	296		296	23	1	320	1,552			
(曇)	女	344	0	344	29	0	373	1,576		水	296		296	44	3	343	1,411			
	計	657	0	657	53	2	712	3,284		(曇)	592		592	67	4	663	2,963		110.83	
6月27日	男	296	0	296	7	1	304	2,012		6月25日	303		303	11	0	314	1,866			
(曇)	女	300	0	300	8	1	309	1,885		木	355		355	19	1	375	1,786			
	計	596	0	596	15	2	613	3,897		(雨のち曇)	658		658	30	1	689	3,652		106.71	
6月28日	男	231	0	231	7	3	241	2,253		6月26日	316		316	25	2	343	2,209			
(雨)	女	217	0	217	14	5	236	2,121		金	372		372	12	1	385	2,171			
	計	448	0	448	21	8	477	4,374		(曇)	688		688	37	3	728	4,380		99.86	
6月29日	男	401	0	401	0	1	402	2,655		6月27日	333		333	0	0	333	2,542			
(晴)	女	385	0	385	0	0	385	2,506		土	334		334	0	0	334	2,505			
	計	786	0	786	0	1	787	5,161		(曇)	667		667	0	0	667	5,047		102.26	
6月30日	男	432	0	432	0	5	437	3,092		6月28日	313		313	0	0	313	2,855			
(曇のち雨)	女	393	0	393	0	0	393	2,899		日	313		313	1	2	316	2,821			
	計	825	0	825	0	5	830	5,991		(雨のち曇)	626		626	1	2	629	5,676		105.55	
7月1日	男	472	0	472	28	0	500	3,592		6月29日	445		445	0	1	446	3,301			
(曇)	女	501	0	501	28	3	532	3,431		月	417		417	0	2	419	3,240			
	計	973	0	973	56	3	1,032	7,023		(晴)	862		862	0	3	865	6,541		107.37	
7月2日	男	513	734	1,247	30	2	1,279	4,871		6月30日	287	545	832	25	1	858	4,159			
(曇)	女	493	899	1,392	43	1	1,436	4,867		火	350	797	1,147	31	0	1,178	4,418			
	計	1,006	1,633	2,639	73	3	2,715	9,738		(晴のち雨)	637	1,342	1,979	56	1	2,036	8,577		113.54	
7月3日	男	518	711	1,229	84	0	1,313	6,184		7月1日	347	545	892	72	4	968	5,127			
(晴)	女	534	1,017	1,551	132	1	1,684	6,551		水	400	761	1,161	114	4	1,279	5,697			
	計	1,052	1,728	2,780	216	1	2,997	12,735		(雨のち曇)	747	1,306	2,053	186	8	2,247	10,824		117.66	
7月4日	男			0			0	6,184		7月2日	388	580	968	51	0	1,019	6,146			
()	女			0			0	6,551		木	394	894	1,288	51	0	1,339	7,036			
	計	0	0	0	0	0	0	12,735		(晴)	782	1,474	2,256	102	0	2,358	13,182		96.61	
7月5日	男			0			0	6,184		7月3日	456	512	968	64	0	1,032	7,178			
()	女			0			0	6,551		金	505	911	1,416	79	1	1,496	8,532			
	計	0	0	0	0	0	0	12,735		(曇のち雨)	961	1,423	2,384	143	1	2,528	15,710		81.06	
7月6日	男			0			0	6,184		7月4日	747	882	1,629	14	0	1,643	8,821			
()	女			0			0	6,551		土	699	1,220	1,919	24	3	1,946	10,478			
	計	0	0	0	0	0	0	12,735		(雨のち曇)	1,446	2,102	3,548	38	3	3,589	19,299		65.99	
7月7日	男			0			0	6,184		7月5日			0			0	8,821			
()	女			0			0	6,551		投票日			0			0	10,478			
	計	0	0	0	0	0	0	12,735			0		0	0	0	0	19,299		65.99	
合計	男	4,527	1,445	5,972	189	23	6,184			合計	5,434	3,064	8,498	306	17	8,821				
	女	4,349	1,916	6,265	271	15	6,551				5,456	4,583	10,039	418	21	10,478				
	計	8,876	3,361	12,237	460	38	12,735				10,890	7,647	18,537	724	38	19,299				

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙における開票立会人
決定 (~~抽せん~~) 録

- 1 場 所 青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所2階 206会議室
- 2 日 時 令和6年7月4日(木)
午後6時 00 分から午後6時 9 分まで
- 3 結 果 別紙のとおり
- 4 立ち会った者 〆し

5 事務に従事した者

青梅市選挙管理委員会 事務局長 須 崎 満
選挙係長 山 崎 健 司

青梅市選挙管理委員会委員長は、この決定 (~~抽せん~~) 録をつくり、ここに署名する。

令和6年7月4日

青梅市選挙管理委員会委員長

委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(開票立会人)

第六十二条 **公職の候補者**（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の**開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。**ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により**届出のあつた者**（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、**十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。**

一～四 省略

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で**同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。**

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

9 第二項の規定による**開票立会人が三人に達しないとき**又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは**市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。**ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

10 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

11 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

認定第 1 号

東京都知事選挙における投票管理者の変更の専決処分について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定にもとづき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定にもとづき委員会の同意を求める。

令和 6 年 7 月 4 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

専決処分書

次のことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定にもとづき、専決処分する。

東京都知事選挙における投票管理者の変更について

6

東京都知事選挙における河辺駅前期日前投票所の令和6年7月4日および同月5日の投票管理者を次のとおり変更する。

変更前

日 付	投票管理者名	住 所
令和6年7月4日		
令和6年7月5日		

変更後

	投票管理者名	住 所
令和6年7月4日		
令和6年7月5日		

令和6年7月3日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 地方自治法施行令

〔議決に代る委員長の専決処分〕

第百三十七条 **選挙管理委員会**が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、**委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。**

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○ 公職選挙法

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3～7 省略